

第百五十五条の三の次に次の四条を加える。  
(秘密保持命令)

- 一 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠(第百五十五条第三項の規定により開示された書類又は第百五十五条の七第四項の規定により開示された書面を含む。)の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。
- 二 前項の営業秘密が当該訴訟の進行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため当該営業秘密の使用又は開示を制限する必要があること。
- 三 前項各号に掲げる事由に該当する事実
- 四 秘密保持命令が発せられた場合には、その決定書を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならぬ。

第百五十五条の四 裁判所は、特許権又は専ら実施権の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第四項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。)について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の進行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の人に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の開示又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

- 5 秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。  
(秘密保持命令の取消し)
- 第百五十五条の五 秘密保持命令の申立てをした者又は秘密保持命令を受けた者は、訴訟記録の存する裁判所(訴訟記録の存する裁判所がない場合にあっては、秘密保持命令を発した裁判所)に対し、前条第一項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至つたことを理由として、秘密保持命令の取消しの申立てをすることができる。
- 2 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があつた場合には、その決定書をその申立てをした者及び相手方に送達しなければならない。
- 3 秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 4 秘密保持命令を取り消す裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 5 裁判所は、秘密保持命令を取り消す裁判をした場合において、秘密保持命令の取消しの申立てをした者又は相手方以外に当該秘密保持命令が発せられた訴訟において当該営業秘密に係る秘密保持命令を受けている者があるときは、その者に対し、直ちに、秘密保持命令を取り消す裁判をした旨を通知しなければならない。
- (訴訟記録の閲覧等の請求の通知等)
- 第百五十五条の六 秘密保持命令が発せられた訴訟(すべての秘密保持命令が取り消された訴訟を除く。)に係る訴訟記録につき、民事訴訟法第九十二条第一項の規定する秘密記載部分の閲覧等の請求があり、かつ、その請求の申立てを受けた者が当該訴訟において秘密保持命令を受けていない者であるときは、裁判所書記官は、同項の申立てをした当事者(その請求をした者を除く。第三項において同じ。)に対し、その請求後直ちに、その請求があつた旨を通知しなければならない。
- 2 前項の場合において、裁判所書記官は、同項の請求があつた日から二週間を経過する日までの間(その請求の申立てを行った者に対する秘密保持命令の申立てがその日までにされ

た場合にあっては、その申立てについての裁判が確定するまでの間)、その請求の申立てを行った者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせてはならない。

- 3 前二項の規定は、第一項の請求をした者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせることについて民事訴訟法第九十二条第一項の申立てをした当事者のすべての同意があるときは、適用しない。  
(当事者尋問等の公開停止)
- 第百五十五条の七 特許権又は専ら実施権の侵害に係る訴訟における当事者等が、その侵害の有無についての判断の基礎となる事項であつて当事者の保有する営業秘密に該当するものについて、当事者本人若しくは法定代理人又は証人として尋問を受ける場合においては、裁判所は、裁判官の全員一致により、その当事者等が公開の法廷で当該事項について陳述をすることにより当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に著しい支障を生ずることが明らかであることから当該事項について十分な陳述をすることができず、かつ、当該陳述を欠くことにより他の証拠のみによつて当該事項を判断の基礎とすべき特許権又は専ら実施権の侵害の有無についての適正な裁判をすることができないと認めるときは、決定で、当該事項の尋問を公開しないで行うことができる。
- 2 裁判所は、前項の決定をするに当たつてはあらかじめ、当事者等の意見を聴かなければならない。
- 3 裁判所は、前項の場合において、必要があるとき認めるときは、当事者等にその陳述すべき事項の要領を記載した書面の提示をさせることができる。この場合においては、何人もその提示された書面の開示を求めることができない。
- 4 裁判所は、前項後段の書面を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書面を開示することができる。
- 5 裁判所は、第一項の規定により当該事項の尋問を公開しないで行うときは、(公衆を退廷させる前に、その旨を理由とともに言い渡さなければならぬ。当該事項の尋問が終了したときは、再び公衆を入廷させなければならぬ。

第百六十八条に次の二項を加える。

- 5 裁判所は、前項の規定によりその特許権についての審判の請求があつた旨の通知を受けた場合において、当該訴訟において第百四条の三第一項の規定による攻撃又は防御の方法を記載した書面がその通知前に既に提出され、又はその通知後に最初に提出されたときは、その旨を特許庁長官に通知するものとする。
- 6 特許庁長官は、前項に規定する通知を受けたときは、裁判所に対し、当該訴訟の訴訟記録のうちその審判において審判官が必要と認める書面の写しの送付を求めることができる。  
第百八十六条第一項第三号中(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第四項に規定する営業秘密をいう。)を削る。  
第百九十条の次に次の一条を加える。  
(秘密保持命令違反の罪)
- 第百九十条の二 秘密保持命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。
- 2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。  
第百九十一条第二号中「又は第百九十八条」を「、第百九十八条又は前条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。
- 2 前項の場合において、当該行為者に対してした前条第二項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。  
(実用新案法の一部改正)
- 第五十条 実用新案法(昭和三十四年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。  
第三十条中「明示義務」の下に「、特許権者等の権利行使の制限」を、「認定」の下に「、秘密保持命令、秘密保持命令の取消し、訴訟記録の閲覧等の請求の通知等、当事者尋問等の公開停止」を加える。  
第四十条の前の見出しを削り、同条に見出しとして(訴訟との関係)を付し、同条に次の二項を加える。